

京都学園大学同窓会 交流会支援制度

1 目的

京都学園大学同窓会会員（以下、「同窓会会員」）の会員相互が交流・親睦を深め、同窓会活動への積極的な参加を促進するため、本支援制度を行うものとする。

2 定義

「京都学園大学同窓会 交流会（以下、「交流会」）」とは、学部・学科・クラブ・同好会・サークル・ゼミ等の卒業生の集いの会等をいう。

3 対象および条件

対象は、申請の代表者を含む5名以上の同窓会会員とする。

支援は、1年に1回限り、重複申請を不可とする。

支援する条件は、報告書、参加者全員の顔が写った写真（データでも可）、領収書（コピーでも可）の提出とする。

なお、京都学園大学同窓会会報ならびに同窓会ホームページ等に全体写真、報告書および申請時に会の名称、参加者名等を掲載することについて参加者全員に同意を得ていること。

4 支援金額

支援金額は、同窓会会員一名につき千円までとし、2万5千円を上限とする。ただし、予算内での支援となるため、予算執行状況によっては、支援申請受付を年度途中で打ち切ることがある。

5 申請手続

交流会開催の1ヶ月前までに京都学園大学同窓会事務局（以下、「同窓会事務局」）宛に郵送にて支援申請を行う。（申請書類は、同窓会ホームページよりダウンロード、印刷する。）

同窓会事務局において、申請の受付を行い、申請内容を会長が審査し、審査結果について原則メールで返信する。

申請代表者は、審査結果、支援を承認された場合、交流会開催後1ヶ月以内に報告書および参加者全員の顔が写った写真を同窓会事務局に提出しなければならない。期限内に報告書類の提出がない場合は、支援金支給を行わない。

申請者は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、学籍番号（入学年、学部学科）、支援金の振込口座を必ず記載すること。また参加者についても氏名、住所、学籍番号（入学年、学部学科）を記載すること。

6 支援金の支給

支援金の支給は、提出された報告文書等により支援金額を確定し、1ヶ月以内に申請代表者が指定する申請代表者名義の金融機関口座（銀行・信用金庫）への振込によって行う。

7 留意事項

交流会開催にあたっては、同窓会役員が取材で訪れる場合がある。

なりすましの防止や個人情報保護のため、同窓会事務局から電話等による本人確認をする場合がある。

交流会の企画、実施についての責任は、主催者側が負うものとする。（交流会において生じた事故、損害については、同窓会は一切の責任を負わないものとする。）

同窓会の主旨からはずれる行為が認められた場合は、支援を取り消す場合がある。